

# 特定非営利活動法人後見ネットかがわ 研修・企画委員会設置規程

## (目的)

第1条 特定非営利活動法人後見ネットかがわ(以下、「法人」という)は、定款第4条(1)、(2)、(5)に規定する事業に必要な事項を定めることを目的とする。

## (研修・企画委員会)

第2条 法人は、次の各号に規定する事項を実施するため、研修・企画委員会を設置する。

- (1) 法人が行う法人後見(任意後見を含む)担当者の研修の企画検討及び実施
- (2) 法人が行う法人後見(任意後見を含む)についての事例検討・スーパービジョンの企画検討及び実施
- (3) 会員への研修・スーパービジョンの企画検討及び実施
- (4) 権利擁護に関する問題ケースの相談及び問題解決に関する支援
- (5) 市民後見人人材養成事業の企画検討及び実施
- (6) その他必要とする事業

## (研修・企画委員会の構成)

第3条 研修・企画委員は、法人の理事及び会員から理事長が委嘱する。

- 2 研修・企画委員は10人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。

## (研修・企画委員会の運営)

第4条 研修・企画委員会に委員長と副委員長を各1名置く。

- 2 委員長、副委員長は、研修・企画委員会委員の互選とする。
- 3 委員長は、研修・企画委員会を代表するとともに、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 研修・企画委員会は、委員長が招集する。
- 6 研修・企画委員会は、委員総数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開くことができない。
- 7 研修・企画委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## (個人情報保護)

第5条 委員会業務に関わるものは、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知

らせ、また不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。